

みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち  
あったかしんしろ

第3期新城市障害者計画・  
第7期新城市障害福祉計画・  
第3期新城市障害児福祉計画

概要版



<左上> 「いちごいっぱい」 Natsume

<左下> 「無題」原 悠介

<右上> 「花火」高安康美

<右下> 「無題」佐藤 梢

令和6年3月

## 1 計画の概要

- この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画（「第3期新城市障害者計画」）と障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画（「第7期新城市障害福祉計画」）、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画（「第3期新城市障害児福祉計画」）をあわせたものです。
- 「第3期新城市障害者計画」は、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、新城市における障がい者施策の基本的な指針を示すもので、「新城市総合計画」をはじめ、市の関連計画と整合を図りつつ、策定、推進するものです。
- すなわち、福祉分野のみならず、まちづくり全般に関わる計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠なため、市民のすべてを対象とします。
- 「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」は、国の基本指針を踏まえ、新城市における障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示すもので、「第3期新城市障害者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、地域福祉計画をはじめ、市の福祉分野の計画との調和を図りつつ、策定、推進するものです。
- これらの計画における障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がいのある児童を含みます。

## 2 計画の期間

- 「第3期新城市障害者計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据え、**令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間**とし、中間年度に見直しを行います。
- 「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」の期間は、国の基本指針に基づき、**令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間**となります。

## 3 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす「しんしろ」において、市民一人ひとりがこのような認識を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる「あったか」な地域社会を築くため、先人たちにより、たゆまぬ努力が重ねられてきました。それにより、障がいのある人の困りごとなどをその家族や仲間、専門の相談員や支援員などが支える関係性が築かれ、そして、「自分らしさ」が育まれつつあります。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別されることもあり、理解の不足から、あるべき配慮を受けられない状況に遭遇することもあります。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいについて理解を深め、障がいのある人への配慮に心がけていく必要があります。それにより、誰もが「自分らしく」暮らすことができ、障がいのある人とない人とが「支え合う」ことのできる地域社会につながります。

計画においても、これまでの理念を継承し、障がいのあるなしにかかわらず、尊重し合い、心豊かに生活をおくることができ、住みやすさを実感できるまちをめざしていきます。

**みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ**

## 4 第3期新城市障害者計画

基本理念のもと、次の3つの基本目標と21の施策を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

### ● 基本目標Ⅰ 誰もが尊重されるまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がいのあるなしにかかわらず、地域社会の主体として互いを尊重し合う環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がい者団体等とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に重点的に取り組みます。また、障がいのある人が地域社会の主体として、障がいのない人とともに活動できるよう、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

#### 💡 重点事項 「障がいのある人への理解の啓発と配慮の促進」

#### ☑ 重点事項に関する成果指標

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
障がいのある人への理解が深まったと感じる人の割合	障がいのある人 15.8% 障がいのない人 33.5%	障がいのある人 50%以上 障がいのない人 50%以上
家族や介護者以外の人から手助けや配慮をされて助かった経験がある障がいのある人の割合	11.7%	30%以上

※令和4年度のアンケート調査結果からの向上をめざすものです。

#### 🗨️ 施策と主な取り組み

施 策	主な取り組み
施策1 理解の啓発と配慮の促進	障がい者理解の啓発、障がい者配慮の促進
施策2 福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進、交流イベントの促進
施策3 情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進	情報のバリアフリー化の推進、手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定、普及
施策4 公共空間のバリアフリー化の推進	公共施設等のバリアフリー化の推進
施策5 移動のバリアフリー化の推進	道路、公共交通施設等のバリアフリー化の推進

### ● 基本目標Ⅱ 誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり

障がいのある人が、日常生活を快適におくるためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を向上、持続していく必要があります。

そのため、障害福祉サービス等や保健・医療などの円滑な提供とともに、障害福祉サービス等を担う福祉従事者の確保を図るなど、障がいのある人の日常生活を支える取り組みと権利擁護を推進します。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に重点的に取り組みます。また、障がいのある人のほか、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげます。

#### 💡 重点施策 「切れ目ない相談支援と生活支援」

#### ☑ 重点事項に関する成果指標

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
どこに相談したらいいかわからず困っている障がいのある人の割合	37.3%	30%以下
福祉に関する情報がどこにあるかわからず困っている障がいのある人の割合	41.0%	30%以下

※令和4年度のアンケート調査結果からの改善をめざすものです。

## ☞ 施策と主な取り組み

施策	主な取り組み
施策6 相談支援の充実・強化	切れ目ない相談支援体制の確保、重層的支援体制整備事業の推進、自立支援協議会の活性化
施策7 生活支援の充実	地域生活支援拠点等の充実、諸手当の支給
施策8 住まいの充実	住まいのバリアフリー化の推進
施策9 権利擁護の推進	障害者虐待等への的確な対応、権利擁護に関する広報・啓発活動
施策10 サービスの人材確保と質の向上	「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進
施策11 医療・リハビリテーションの充実	医療費の助成、医療的ケアを必要とする人等の支援体制の整備
施策12 こころとからだの健康づくりの推進	健康診査等の実施、メンタルヘルス対策の推進

## ● 基本目標Ⅲ 誰もが支え合うまちづくり

障がいのある人が、自分に適した社会生活をおくるためには、療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいのあるなしにかかわらず、互いに支え合い活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までの発達段階に応じたきめ細かな支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。また、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につなげ、障がいのある人が自分らしく安心して活動、活躍できる環境づくりに重点的に取り組みます。さらに、地震や集中豪雨等による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みやボランティア活動を一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

### 💡 重点施策 「障がいのある人が安心して活動できる環境の充実」

#### ☑ 重点事項に関する成果指標

指標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
今後（も）仕事をしたいと思う障がいのある人の割合	37.8%	50%以上
障がいのある人とどのようにかかわったらよいかわからない障がいのない人の割合	28.3%	20%以下

※令和4年度のアンケート調査結果からの向上をめざすものです。

## ☞ 施策と主な取り組み

施策	主な取り組み
施策13 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	「サポートシート」の作成、利用推進
施策14 就学前教育・保育等の充実	インクルーシブ保育の推進
施策15 学校教育・特別支援教育の充実	インクルーシブ教育の推進、特別支援教育の推進
施策16 一般就労の促進	障がい者雇用の促進、障がい者理解の啓発、障がい者配慮の促進
施策17 福祉的就労の充実	障害者優先調達の推進
施策18 スポーツの推進	障がいのある人のスポーツの推進
施策19 文化芸術活動の推進	障がいのある人の文化芸術活動の推進
施策20 地域福祉活動の促進	障がい者支援ボランティアの育成、障がいのある人の地域福祉活動等の促進
施策21 防災・防犯対策等の推進	地域防災対策の推進、災害時要援護者対策の推進、福祉避難所の設置、防犯・交通安全対策の推進

## ● 基本目標

基本理念のもと、国の基本指針を踏まえつつ、次の6つの基本目標を定め、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がいの種別によらないサービス等の提供
- ③ 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- ⑤ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑥ 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

## ● 成果目標

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度として、主に次の項目について目標値等を設定します。

### ① 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活（グループホームや一般住宅等での生活）への移行や継続を促進することとし、次のとおり目標値を設定します。

区 分	目標値	考 え 方
地域生活移行者数	2人	令和4年度末の全施設入所者数（52人）のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	現状維持	令和4年度末の全施設入所者数（52人）から減少する人数

### ② 地域生活支援の充実

- ・令和8年度末までの間、親亡き後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、東三河北部圏域における地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に取り組むとともに、毎年度、その運用状況を検証、検討します。
- ・強度行動障がいや有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度の福祉施設から一般就労（企業への就職や在宅で就労等）への移行者数は、次のとおり目標値を設定します。

区 分	目標値	考 え 方
福祉施設からの一般就労移行者数	10人	基準（令和3年度8人）の約1.28倍
うち就労移行支援事業利用者分	6人	基準（令和3年度4人）の1.31倍以上
うち就労継続支援A型事業利用者分	1人	基準（令和3年度）は0人
うち就労継続支援B型事業利用者分	3人	基準（令和3年度2人）の1.28倍以上

- ・令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を「全体の5割以上」とします。
- ・令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（9人）の1.41倍の「13人」とします。
- ・令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を「全体の2割5分以上」とします。

### ④ 障がい児通所支援の提供体制の整備等

- ・東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図るとともに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保について検討します。
- ・医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置します。

## ● 障害福祉サービスの見込量

### ① 訪問系サービス

利用者数：人／月

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	居宅で介護や家事等の援助を行うサービス	121	123	124
重度訪問介護	重度の障害のある人の在宅・入院時に長時間にわたる介護や移動中の介護を総合的に行うサービス	1	1	1
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や介護等の援助を行うサービス	2	2	2
行動援護	行動上著しい困難を有する人の外出時の介護や危険を回避するための必要な援護等を行うサービス	33	39	46

### ② 日中活動系サービス

利用者数：人／月

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	施設で介護や創作的活動等を行うサービス	148	152	157
自立訓練（機能訓練）	身体機能の維持、回復等の訓練を行うサービス	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持、向上等の訓練を行うサービス	10	11	12
宿泊型自立訓練（生活訓練）	居住の場を提供し、生活能力の維持、向上等を行うサービス	2	2	2
就労選択支援	適性等に合った就労先や働き方等の選択の支援を行うサービス ※令和7年度から開始予定	—	3	5
就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行うサービス	11	12	12
就労継続支援（A型）	雇用契約等に基づく就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス	18	19	20
就労継続支援（B型）	就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス	129	136	143
就労定着支援	一般就労後の必要な連絡調整、助言等を行うサービス	10	11	13
療養介護	医療機関で看護や機能訓練等を行うサービス	7	7	7
短期入所（ショートステイ）	施設へ短期間入所し、介護等を受けるサービス（上段：福祉型 下段：医療型）	11 1	13 1	14 1

### ③ 居住系サービス

利用者数：人／月

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行うサービス	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居（グループホーム）で日常生活上の援助を行うサービス	75	78	80
施設入所支援	施設に入所して介護等の援助を受けるサービス	53	54	52

### ④ 相談支援

利用者数：人／月

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	サービス等利用計画の作成や見直しのための相談支援	161	165	169
地域移行支援	地域生活に移行するための相談支援	1	1	1
地域定着支援	常時の連絡体制や緊急時の相談支援	7	7	7

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、市外のサービス提供事業所との連携や新規事業者の参入を促進するなどし、見込量の確保に努めます。

## ● 地域生活支援事業の見込量

地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するもので、  
①必須事業と市町村の判断により実施する②任意事業があり、主な事業の見込量は次のとおりです。

### ① 必須事業

利用者・件数：人・件/年

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	家庭裁判所への申し立てに要する費用など必要な経費の一部を助成する事業	1	2	3
意思疎通支援事業	手話通訳者等を派遣する事業	13	14	15
	手話通訳者を設置する事業	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得するための研修を実施する事業	0	10	10
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具を給付等する事業	1,523	1,523	1,523
移動支援事業	余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業	90	90	90
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、交流の促進などを行う事業	30	30	30

### ② 任意事業

利用者数：人/年

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業	10	10	10
日中一時支援事業	日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業	55	55	55
福祉ホーム事業	低額な料金で居室、その他の設備を提供する事業	1	1	1

## ● 障害児通所支援等の見込量

### ① 障害児通所支援等

利用児数：人/月

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	未就学の児童に集団療育や個別療育を行うサービス	28	31	34
放課後等デイサービス	就学している児童の放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力向上の訓練等を行うサービス	60	64	68
保育所等訪問支援	訪問支援員が児童の通う保育所等を訪問し、専門的な助言等を行うサービス	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して個別療育を行うサービス	1	1	1
障害児相談支援	サービスの利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行う相談支援	36	40	44
医療的ケア児支援コーディネーター（年間配置数）	医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置	4	4	4

### ② 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

利用児数：人/年

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定子ども園における障がいのある児童の利用		25	25	25
放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の利用		20	20	20

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、市外のサービス提供事業所と連携するなどし、見込量の確保に努めます。

## 6 計画の推進に向けて

- 「第3期新城市障害者計画」の推進にあたっては、必要に応じて、新城市障害者計画等策定委員会委員に障がい者施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部局との連携、市民との協働により、障がい者施策の一層の推進を図ります。
- 「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」の推進にあたっては、自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。
- 「第3期新城市障害者計画」の数値目標の達成に向けては、定期的に状況を把握し、検証、評価します。その際、統計データやアンケート結果などにより、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握、検証し、施策・事業等の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づき障がい者施策の推進を図る手法（EBPM）により、進捗管理を実施します。  
※EBPM（Evidence Based Policy Making）：政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。
- 「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」の成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、検証、評価します。なお、活動指標（障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。
- 上記の検証、評価の結果、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

発行年月 令和6年3月  
発行 新城市  
編集 健康福祉部 福祉課  
〒441-1392 新城市字東入船115番地  
TEL 0536-23-7624  
FAX 0536-23-7699  
Email fukushi@city.shinshiro.lg.jp

※表紙には、レインボーはうす（一点モノ工房）の皆さんの作品を使用しています。